

○議長 横尾 武志君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

おはようございます。7番、公明党の松岡です。早速、一般質問をさせていただきます。本会も30分という時間の限定がございますので、1件のみの質問とさせていただきます。

件名は、「断らない相談支援」体制等の整備についてでございます。

地域共生社会の実現に向け、貧困や介護、孤立などに対応する市区町村の相談支援体制を強化する社会福祉法が4月1日から施行されます。背景には、日本の福祉制度が1980年代後半以降、高齢、障害、子供など、属性別・対象者別に制度化されてきた中で、昨今の社会情勢変化に十分に対応しきれない実情があります。具体的には、人口減少など社会構造の変化に加え、個人の価値観の変化、従来血縁・地縁・社縁の希薄化などにより、いわゆる8050問題や、社会的孤立、介護と育児を同時に担うダブルケア、就職氷河期世代、ひきこもりなど、制度・分野を超えた複合的な課題が顕在化しております。こうした複合的な課題を抱えている人は、これまでの法制度、支援の枠組みに当てはまらないため、相談に行っても、たらい回しに遭ったり、適切な支援につながらないケースが多く見られます。

私たち公明党は、誰も置き去りにしない、誰も孤立させないという地域共生社会の実現に向けて取組をリードしてまいりました。そこで今回の法改正に伴い、町は相談支援体制の整備、法的表現を用いるとすれば、重層的支援体制の整備を積極的に推進すべきと考え、取組に対する見解や整備の在り方についてお伺いいたします。

初めに、今回の社会福祉法の改正の内容やポイントについてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

一部を除きまして、令和3年4月1日を施行期日とした社会福祉法などの改正については、その趣旨を地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設などの所要の措置を講じるためとされております。その中で、「断らない相談支援」体制などの整備を必要としている背景につきましては、議員御指摘のとおり、家庭内で複合的な問題を抱えているにもかかわらず窓口をたらい回しにされたり、各部署で情報が共有されずに支援が途絶えたりするケースが生じていることが制度創設の理由でございます。

「断らない相談支援」体制などの整備に関わる法改正の内容でございますが、国は市町村における包括的な支援体制整備を求めており、大きく3つの支援が事業の枠組みとして示されております。1つ目は相談支援と呼ばれる事業で、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」の実施です。特に関係機関と調整する機能、アウトリーチを含めて継続的につながり続ける伴走支援を行うこと。2つ目は参加支援と呼ばれる事業で、既存の取組では対応できない、はざまのニーズに対応するための地域資源の開発を行う機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援の実施。3つ目は地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援でございます。ポイントとしましては、ただいま申し上げました1から3の事業を通じ、継続的な伴走支援、多くの機関が協働して支援を実施することで、結果としてこれらの事業の実施により、市町村全体で断らない包括的な支援体制の構築を目指しているものでございます。

なお、本事業は令和3年度から市町村の任意事業として位置づけられております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

新しく3事業があるという御説明で、全てのニーズに応じて対応するという社会福祉法の趣旨でございます。それではですね、この社会福祉法が今回改定されたわけでありましてけれども、今3つの事業について答弁がございましたが、この整備に当たっての肝は何と考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ちょっと反問権を。確認をさせていただきたいんですけど。

○議長 横尾 武志君

はい。

○福祉課長 吉永 博幸君

それぞれの機能という、もう一度ちょっと御説明していただけますか。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

初めての反問権、ありがとうございます。

今まで支援体制というのは当然、各事業ごとに設けられておりまして、子供、また介護、福祉関係ですね。生活困窮等もあるかもしれませんが。そういった事業があったと思うんですけど、大きな違いは、今3つ新事業があるということですけど、改めてこれについての内容、大きな変更点としてはどういったところが中核となるかということで、肝腎なところの説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

申し訳ありませんでした。

今までの相談支援体制との大きな違いというところから御説明させていただきます。現在の相談体制は厚生労働省が示す職員の配置基準などによって、介護、障害、子供、生活困窮とそれぞれの分野ごとに窓口がつくられております。新たな事業として示されている重層的支援体制整備事業における「断らない相談支援」体制は、介護、障害、子供、生活困窮の相談支援に関わる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず、受け止める相談支援を実施するものとされています。特に、支援関係者全体を調整する機能ですね。他機関協働なんですけど。それから、アウトリーチを含め継続的につながり続ける伴走支援、こういったものが求められていることが特徴でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今回の法改正の内容、趣旨、それから細部の事業内容についての説明は十分に理解できました。

それですね、現在それでは実態はどうなっているのか。町にも相談、それぞれ包括支援センターもございますので、当然、相談等はあるかと思うんですけど、複合的な課題を抱えている方の相談状況がどうなのか。あったのか。また、それについての対応はどのように処置されているのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本町では、介護、障害、子育て、生活困窮の分野ごとに相談窓口を設けており、それぞれにおいて複雑化・複合化する生活課題に寄り添い、関連する部署や関係機関、必要に応じて地域住民の方の協力を得ながら、きめ細かな支援、包括的な支援を行い、問題解決に取り組んでおります。

令和3年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

次に、それぞれの分野の相談実績について説明させていただきます。これは、複合的な課題を抱えている人を含んだ全ての数でございます。介護に関しては、令和元年度の相談受付件数は418件です。相談内容は、多いほうから介護申請、介護サービス、認知症の人への対応となっております。障害に関しては、現在、継続的に支援しているケースは34件ございまして、認知症の保護者と知的障害の子が同居しているケースなど複合的な課題を抱えておられるケースが多く、支援に時間を要すケースが多い現状でございます。子育て支援に関しましては令和元年度に、虐待のリスクがあるものとして支援しているケースが38人、療育に関する相談支援は10人となっております。生活困窮に関しては、生活保護から申請に結びついた相談件数が18件、相談対応のみに終わった事例が12件でございます。

対応につきましては、それぞれ関係課と連携しながら、先ほど申しましたように情報共有しながら細かに対応しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の町の状況ですけれども、町もやっぱり日本の社会で言えるように、複合的な課題を抱えて町の相談にお見えになるケースが多々あるというふうに思います。これについては、今、答弁でございましたように、各課でそういった調整を図りながら対応はされているということでありまして、一般的には、十分にそのニーズに答えられているかどうかというところは疑問ではないかというふうに考えられます。

今回のですね、この社会福祉法に伴う重層的な相談支援体制の整備ということでありましてけれども、これは先ほどの答弁の中にございました。国としてはですね、あくまでも手挙げ方式というふうに言っております。町のほうでそれをやるのか、やらないのか。「それは各自治体で考えて、そういった問題に対応してくださいよ。」と、国の方針でございます。そういうことですので、今までのうちの計画、地域福祉計画と、それから高齢者福祉計画と、これは福祉の部門でありますけれども、そういった面を見ますと、そういった表現の中で地域共生社会の実現ということですので、そういうものは当然取り組んでいくということでありましてけれども、今回こういった社会福祉法の改正に伴って、町としてのこの整備についての、取組についての見解をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

令和3年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

「断らない相談支援」を含めた重層的支援体制整備事業につきましては、改正された社会福祉法第106条の4の規定により、包括的支援体制整備に掲げる施策として厚生労働省令で定めるところにより、令和3年4月から市町村の任意事業として実施することができるとされております。このことを踏まえ、本町では重層的相談支援体制の整備について令和3年から5年度を計画期間とする第8期芦屋町高齢者福祉計画において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、検討を進めることとしております。

したがって、現段階では体制構築に向けて取り組むことが決定しているものではありませんが、まずは既にモデル事業として取り組んでいる自治体から学び、人口規模や地域特性などに合った相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の在り方について研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

見解としては決定したものではないということですが、前向きに検討して整備に取り組みたいというお考えというふうに解釈いたしましたけれども。やはり町としてはですね、実際そういった計画の策定の中でも、地域社会の実現に向けての取組ということについて言及をされていきますので、私はやっぱり社会福祉法に基づいてですね、そういった取組はやったほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

再度、もう一度確認しますが、検討の段階ということによろしいですか。それとも、「やるんだ。」という前向きな回答は得られませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この実施に当たりましては、高齢者福祉計画のみならず地域福祉計画の審議会、ここで審議していくことが必要であろうと思います。この地域福祉計画の審議会につきましては本年の5月または6月に予定しておりますので、その中で審議して、改めて方向性を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

計画についても後からちょっとお伺いするような話にしておりましたがけれども、先般のパブリックコメントは完了して、高齢者福祉計画の中の69ページの中に「安心な安全な暮らし」ですか、その中の表現にも、この重層的な相談体制の整備についての言及もございます。これはですね、やはりそういった複合的な問題を抱えつつ、いろんな問題を抱えてですね、はざまにある方が多くなってことなんですよ、今。社会情勢が大きく変化しているということで、今回のコロナについても全くそのとおりだと思うんですよ。

そういうことから勘案すれば、当然、いろんなですね、問題を抱えている方に真摯に答えてあげようという町の仕組みが必要じゃないかと。実際、今までやっているわけなんですけど、これを包括的にやっていく必要があるんじゃないかなと私は考えるんです。このですね、相談の形態というか、そういった体系をつくるに当たってですね、国が行っている社会福祉法の検討会で示されております中身は3つございまして、1つは基本的な形でそういった総合的な相談を設けようというような話。これは基本形といわれる形ですけども、現在の単体の事業を行っている介護、それから子供支援ですね。それから障害者、それから生活困窮、そういった諸々の別々の事業をそのまま、まとめながら先ほどの窓口から相談をして、そこで解決していくというやり方。また、包括的に新たなそういった相談窓口を設けて、総合的に、また複合的な問題かつワンストップでやる形態の統合型。それから組合せの中で地域の相談体制を整えるための地域分類型の3つの類型があるというように思うわけですけども。

これについてですね、まだ、今後やるかどうかの検討をする段階でありますので、これをちょっと聞くのも心苦しいところがありますけども、基本的に今後それを進めるとした上でですね、私は複合的な一括の、ワンストップで相談に乗れるような体制づくりを、ぜひとも設けてもらいたいと考えるわけですよ。その辺り、方向性が示されたら、これについての回答をちょっといただきたいんですけども、よろしいでしょうか。お願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

厚生労働省では、市町村がどのような相談支援体制を目指し、そのためにどのような取組を進めていくか、まず整備する体制そのものの前に、その構築のプロセスが重要であるというふうに指摘されております。また進め方として、まず庁内の関係課による協議を行い、各課で把握している地域生活課題に対する認識、支援関係機関の配置状況、各分野における課題を共有し包括的な支援体制整備に関する考え方を共有して、重層的支援体制整備の実施計画（案）を作成することを例と示しております。その後、事業委託を想定する機関等との協議、地域住民や関係機関との協議を経て、再度、庁内の関係課と協議を行い、実施計画を策定することとしております。

重層的支援体制整備事業に取り組む場合は、このようなプロセスを経ることが想定されているため、相談体制の設置形態については現時点では申し上げることはできません。なお、重層的支援体制整備事業には継続的な検証が求められております。モデル事業で実施された福井県坂井市や三重県名張市の先進地では、当初の体制から見直している事例もございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

整備に当たるとしての、仮定での答弁というよりも質問になるわけで、ちょっと心苦しいところがあるんですが、私は前提的にはこの総合的な相談支援体制の構築というのは当然やるべきだし、それについてのちょっと回答を求めておるわけですけど、今ございましたように進め方としてはですね、まず1つは方向性をしっかり定めないと、この構築は難しいだろうと。

既に、今先ほどちょっと答弁でありましたように、モデル事業をやっているところがございます。年度予算でも30数億円をかけて、国はそういったモデル事業として、手を挙げたところでモデル事業をやっている。近くでは岡垣町が手を挙げて、一つのモデル、こういった相談体制を整えようということをやっている。今、福井県の坂井市の話もありましたけど、一部やりつつも方向を定めて進行する中で、当然もう一度検討し、再考し、再編すると。それは当然のことだと思うんですけど、各モデル地区でやっている各自治体というのは、それぞれに抱えている問題、今までの形態、既存の施設、事業、そんなものを踏まえながらやっているわけですね。当然そこには、やってみて、これはできる、できないということはあるでしょうけども、それでも前向きに、今の皆さんのニーズをいかに酌み取ってやっていくかと。

今回新たに、新しい事業もございます。先ほどから言われているように多機関連携もやりますし、一つは相談の中でもアウトリーチ、それから伴走型の支援をやろうと。この辺りは非常に今までと違った、やってる内容もあるんでしょうけども、一つの箇所ですらそういったオーダーを、みんなで協力し合いながら情報を共有して進めていくという観点からすれば、調整もいるだろうと思うんですよね。そういった機関調整の会議も今後、今までであれば介護関係の包括ケアの推進委員会があったりとか、福祉関係のそれぞれの計画策定の推進委員会があったりということですけども、当然その中核となるための推進協議会というのは設けるべきだろうというふうに思いますし、そういう構築に向けてのですね、整備は着々と計画的に、変更があったらその時点で改善を尽くして実現を目指す。そういうことが必要じゃないかなと思います。

それで、「断らない相談支援」の体制整備に当たって、現状でのシステム的に伺いしてですね、これを構築するとしたらどういった課題とか方向性があるのかと、その辺りをちょっとお聞きし

令和3年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

たいんですね。要旨の4に書いてありますように、じゃあ進め方はどうかということなんですが、実際ですね、相談事業関係、自治体でそういった支援体制を構築するとした場合の課題と方向性、これについてちょっと聞かせてください。

まず包括的な相談事業について、町の役場内の相談体制についての現状と課題、方向性についてちょっとお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいまの御質問に関して、庁内連携というところで御説明させていただきたいと思います。

自治体の課題は縦割りの組織形態と言われております。一般的には、自治体の規模が大きくなればなるほど連携が取りにくいと言われております。この点、芦屋町は非常にコンパクトな組織であり、他の自治体と比較して課と課の連携が取りやすい状況です。庁内の連携に関しては、介護や障害、生活困窮を所管する福祉課、子育てを所管する健康・こども課は隣接しており、連携が取りやすい環境がございます。また、その他の問題に派生しても庁内の関係課と連携が取りやすく、基本的にはワンストップ相談に近い体制ではないかと考えております。また、先ほども言いましたケース会議の体制を整え、課題を共有し、課題解決に向けて取り組みを進めております。

それから今後の方向性につきましては、今申しました健康・こども課と共に、重層的支援体制整備に向けた協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

コンパクトな町で、町の役場内の状況を見ますと、福祉課、健康・こども課、そういったところで近くに事務処理ができるようにということで、また包括ケアセンターのところもそういった人員もそろって、みんな意見を交換できるようになっているというのは私も、見まして理解できます。一つはそういうことで、役場内の連携が十分に図れる、そういった雰囲気づくりと環境があるのかというのは非常に重要なことかなというふうに思います。

それとですね、今度こういった新たな事業に取り組む場合、新たな事業がございます。先ほど言いましたように伴走支援、要するに継続的な支援ですね。アウトリーチ型で。じゃあ人がここにいるわけですが。それで実際ですね、今、単体で縦割り行政の中で業務をやっておりまして、意見交換をするような話もございますけれども、役場内にですね、複合的なこういった総合相談対応の人員を配置するようなことに関してですね、例えば、これでは相談支援包括化推



令和3年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

進員というのが現在、今回の包括的なそういった枠組みの中で、ワンストップで対応する場合はそういった係を、あるモデル地区では人員を3名ぐらい配置してですね、そこが全てワンストップで皆さんのニーズに応えるような相談を受けて、それぞれの課の単体の事業のほうに下ろしていくと。そういった取組をされておりますけれども、そういった支援員を配置するようなことは全く町では考えられないのか。「それはいいな。」というような考えはございませんか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

いわゆる、ソーシャルワークができる職員というところで答弁させていただきたいと思います。

相談支援に係るマンパワーについては、研修を積んだ一般事務や医療職はいるものの、相談支援を中心となって担うことが想定されている社会福祉士や精神保健福祉士は限られております。重層的支援体制整備事業に取り組む場合は、社会福祉法の一部改正に伴って衆議院及び参議院双方の厚生労働委員会から附帯決議が出されていますように、社会福祉などの専門職の活用が必要となってくるが見込まれております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後も相談体制強化のためにですね、いろんな専門職の方を導入するような話で構築を図っていただきたいと思います。当然、国のほうもそういった予算づけはする方向で、今回手挙げ方式と言いながらもそういった予算示達についてはですね、考慮するというふうに申しておりますので、町としてもですね、そういった補助金等の活用を踏まえながらですね、皆さんのニーズに応えるような体制をつくっていただきたいと思います。

そういうことがですね、今後の町の活性化にもつながりますし、町民の皆さんの安全・安心な暮らしにつながると思いますので、やはり行政としてできるところは町のほうで、あとは当然のことながら町全体で支援しながら一致団結してですね、こういった難題に取り組んで、幸せな町になればというふうに思います。

ここで、もう時間もございませんので、あと2分少々ということで。それで、いろいろ聞いたかったんですが、地域づくり支援について現在ですね、自治区とのつながりの中でこういった取組、課題はないのかどうかお伺いいたします。短くお願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域づくり支援とは、世代や属性を越えて交流できる居場所の整備、交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や、人をコーディネートすることなどを指すものでございます。現在、芦屋町では地域子育て支援センターや地域交流サロン事業も居場所の一つとして環境整備が行われておりますが、地域づくり支援は個人個人に着目し、もう一步踏み込んだソーシャルワークや社会資源の開発が求められており、この点を踏まえ、現在の支援の在り方を点検してから取り組みたいと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

特に、地域づくり支援というのも重要なことだと思うんですね。今、サロン事業等もやっておられまして、今回いろんな取組もボランティアのほうでも計画されているようでありますので、やはり居場所づくり、場づくりというのはコミュニケーションの場では不可欠であります。憩の家についても構想はあるんですけど、今のところ止まっている状況にありますので、今後のコミュニケーションもしっかりとですね、とれるような仕組みづくりの中で、みんな意見交換ができるような場を設けていただきたいと思います。

それから今回、重層的な相談体制についてはですね、地域福祉計画、これは来年再来年が一応検討で、3年後ぐらいに策定予定だと思うんですね。そういったところをしっかりとですね、検討していただいて、盛り込んでいただけるように要望していきたいと思います。現在の社会情勢は少子高齢化、人口減少が進んで、地域社会の担い手も不足しております。地域の支え合いの力が低下しています。こうした中でですね、町には地域住民や関係機関と連携・協働した地域づくりをすることは、「誰も置き去りにしない」という地域共生社会の実現、全世代型の保障の実現につながることを期待できます。今回のコロナについてもそれが言えると思いますので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。